広報 たかのす

発行所
（秋田県）
鷹巣町役場町長室
電話（代）550番 直通42番
（発行部数 5,650部）

減税の要望についての特集を発行します

町民税
減税の要望について

町長 成田喜八

町民税（この税金は各自の所得に対して、町条例に定められた税率で課する税金である）この町民税の減税について、去る十二月二十二日、佐藤厳蔵、沢田一義両議員の紹介を以て、町当局と町議会に請願がありましたので、ここに町長としての所感と、町財政の実体を開陳し、併せて各種資料にもとづいて御理解をいただき、一般町民のご認識を得られるようにと本稿を草した次第であります。

▼町税について

第一表に見られる通り、町税といつても、その内容は、国や公社等から納付されるものと、直接町民のみなさんから納付されるものとあり、そのうち町民税、固定資生税は、町民がそれぞれ納付されるものであり才入のうち町税という一つの科目からみても、両税合わせて六五、七%の比率です。

（第一表）　町税の内訳　（単位千円）

税目	37年度課税額	納税者	比率	備考
町民税	21,606	7,732人	% 26.1	
固定資産税	32,756	5,238人	39.6	
固定資産納付金	7,758	国庫金	9.3	鉄道,電々
軽自動車税	662	709台	0.8	
たばこ消費税	9,950	専売公社	12.1	
電気ガス税	5.400	東北電力	6.6	
鉱産税	225	明利又鉱山	0.4	
木材取引税	4,266	営林署外	5.1	
合計	82,625		100	

▼町民税について

さて、町税の中味については第一表でご理解いただけるとして、更にこの中から町民税だけを抜き出して色々研究してみたいと思います。

第二表は、町民税で今度問題とせる所得割課税ですがこれを段階別にしたものです。町民税の納税者七千七百三十二人のうち、所得に課税されているものは、四千四百九十六人となつており、つまり百人中四十二人がこれから除かれていることになります。

これを尚、具体的にしたものは、第三表です。

この表によつて、町民税は三十六年度に比較して、決して高くなつているのでなく、各段階とも安くなつていることがわかります

尚、散見した情報文書に給料生活者の町民税は三十六年度に比して著しく増税になつている、特に低所得に対し大きいという意味に受け取られる報道をせられているが、増税とは条例の改定により課率を高めて課税するのが増税ということになり給与所得等の増収で税額の上つたのは、いわゆる自然増であります、この自然増のないような自治体は云わば発展力の休止した憂うべき状態だと察しべきである。

幸いに当町は三十七年度において税額二三〇万円の伸びを見込み得るのであるこれは単に給与所得の伸びばかりでなく、営業所得並にその他の所得を含めた伸びにより生じた自然増である。

次に三十七年度の、町民税の税率が、類似した町、附近の町と比較して、鷹巣町の税率がどのようになつているか、第四表によつて一目瞭然として低税率であることがわかります。

（第二表）
町民税の所得割の段階別税額

所得段階	税率	納税者	税額	一人当税額	備考
5万円以下	$\frac{2.0}{100}$	633人	円 242,000	円 388	
5万円以上	$\frac{2.0}{100}$	890	730,000	820	
10万円以上	$\frac{3.5}{100}$	1,636	3,642,000	2,220	
20 〃	$\frac{4.5}{100}$	784	4,369,000	5,570	
30 〃	$\frac{5.0}{100}$	357	4,173,000	11,689	
50 〃	$\frac{6.0}{100}$	172	4,759,000	27,660	
100 〃	$\frac{7.5}{100}$	15	855,000	47,000	
150 〃	$\frac{7.5}{100}$	4	451,000	112,750	
200 〃	$\frac{7.5}{100}$	5	743,000	148,600	
計		4,496	19,964,000	4,440	

註、均等割を除いたもの

（第三表）
36年度、37年度の給与所得者の町民税比較表

所得額別	扶養者数	36年度の所得割額	37年度の所得割額	比較増減
20万円	2人	800円	240円	△ 560円
30万円	3人	2,620	1,740	△ 880円
50万円	5人	9,000	7,590	▲1,410円
100万円	7人	34,800	33,400	△1,400円

（第四表）　37年度町民税の税率比較表

	町名／所得段階	鷹巣町	U町	H町	HI町	T町	M町
	10万円以下	2.0	5.2	3.5	3.5	3.9	2.0
	10万円以上	3.5	6.4	4.5	6.5	4.3	3.0
	20 〃	4.5	8.9	8.0	8.0	5.2	4.0
	30 〃	5.0	11.3	8.5	8.5	5.7	4.0
	50 〃	6.0	13.8	9.0	9.0	7.5	50
	100 〃	7.5	16.0	9.5	9.5	9.2	60
	150 〃	7.5	16.0	9.5	9.5	10.2	7.0
	250 〃	7.5	16.5	9.5	9.5	10.2	8.0
控除額	一般	円 400	円 600	円 400	円 400	円 420	円 300
	白色専従	600	750	600	600	600	500
	青色申告	1,000	1,200	1,000	800	1,000	1,800
	老年者	600	500	—	600	600	500
	か婦障害	600	—	—	—	—	—

▼三十七年度の予算

次に町の予算を大別して才入、才出の数字を検討してみればおわかりのことと思いますが、町の骨子である町税がいかに大事なものか、このわづかの「もとで」を足場にして、補助、起債がつき、つまり肉がつき血が流れて初めて町の施設事業が行われてゆき、そこに平和な住よい町が出来上がつて行くのです。

三十七年度予算の大別

一、才入　（単位千円）

町民税	二一二七一
固定資産税	三九一四七
その他町税	二七二一三
地方交付税	七八七三六
国庫金	一九六四四
県支出金	七二九四
その他	五〇九七一
合計	二四四二七六

二、才出

人件費	七二九一一
事業費	八二〇六八
経常費	八九二九六
合計	二四四二七五

と、なつており、これでみても、町民税、固定資産税併せて六千四一万、人件費七千二百九一万円も一千二百四九万の不足がみられ尚、これに絶対欠くべからざる経常費八千九百二九万を加うるときは、一億一百七八万の不足を生じ、地方交付税七千八百七三万を織り込んでも尚二千三百五万の不足を来すことになります。

このような現況のもとに学校や道路等の公共施設や各種助成金等を行うには、それこそわづかのもとでに補助、起債をつけてかろうじて維持出来るという程度であります。

尚、年々増加する人件費と暫増の道を辿つている物件費には並々ならぬ困難が伴うものです。

行政施行の根本をなす人件の内容は第五表によつてご承知下さい。

特にここで重ねてご注意願いたいことは、事業計画を樹て、それを実行に移すには、補助、起債をたよらなければならないが、その「もとで」になる地元負担が基礎になるので、町民のみなさんは充分に「税」の貴重さを認識され、これに血肉をつけて諸事業の施行が出来るよう深く考えていただきたいと思います。

36年度公共事業財源内訳表　（単位千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		補助	起債	地元寄付	財産区繰入	一般	財産収入
消防施設	5,730	1,150		3,500		1,080	
国体道路改良	500	206				294	
都市計画	5,574	500		1,000		4,074	
中学校建築	10,726	1,670	3,300				5,756
小学校建築	9,240	895	2,200		6,145		
開拓道路	1,468	1,036				432	
公有林整備	285	69				216	
林道事業	3,171	960		1,000		1,211	
道路改良	2,295			1,000		1,295	
中学校橋等	2,000			1,000		1,000	
小学校移転	13,270						13,270
塵芥処理場	2,949		1,000			1,949	
災害復旧（学校）	900	500				400	
失対事業	2,653	955				1,698	
合計	60,761	7,941	6,500	7,500	6,145	18,649	19,026

（第五表）　人件費調　（単位千円）

科目／部門別	給料	報酬	手当	計
議会関係	573	4.439	235	5,248
役場 〃	25.533	60	12,951	38,545
消防 〃	5,090	2,437	2,895	10,423
教育委学校関係	7,074	156	4.239	11,469
社会労働関係	1,356	392	687	2,435
農業委員会関係	2,161	438	995	3.595
統計関係	400		183	584
選挙関係	412		197	609
合計	42,602	7,923	22,385	72,911

▼むすび

さて、ここで又、減税の要望に戻るが、低所得者に高いといわれる町民税は、決して高くなつているのでなく、むしろ安くなつているし、又、他町村に比してはその税率も町の機構規模からみては、低く過ぎる位だということがよくわかり又当町の条例は低所得者に対しいかに注意が払われているかを充分考慮しご了承を得たいと思います。

又、減税の具体的な要望として、税法の本文方式を採用すべきだといわれるがこの方式でゆくと約一千一百万円の差額が生じます。この額は町の公共事業の貴重なる原資になるので「角をたわめて牛を殺す」ようなことなく、本県でも殆んどの市町村がこの本文方式でなく但し書方式によつて課税しているのであります

本文方式を用いているのは、秋田市、花矢町、小坂町、尾去沢町の四ケ市町だけです、この四市町は工場や鉱山等から多額の固定資産税が納付なるので、その外の市町村では現在の段階では当底これをまねの出来る現況ではありません。

尚、全県七十二市町村で本文方式を用いている所は前記四市町村、残り六十八市町村のうち当町は低い方から数えて十八番目という低税率であります。

そこで町民各位は、幾らでも安ければよいという単純な考えでなく、もう一歩深く考えて町民税というものが自治行政の上に如何様の立場にあるか、更に当町が町民に如何に最少限度の御協力を願つている実情にあるかを、深くご認識せられんことを希ひ願う次第であります。

尚、ご参考のため第六表を御覧下さい。

検察審査員候補44名決る

＝検察官のお目付役＝

新憲法によつて、わが国は民主国家となりました。公務員が国の仕事をしているのは、すべて国民に委されてやつているのです。従つて公務員の仕事のやり方は、常に国民の監視を受けているわけです。そして国民が検察官の仕事のやり方を監視する制度が検察審査会です。

検察審査会はこのように民主主義の根本に根ざしている重要な制度ですから、検察審査員となることは、国民の名誉ある権利であり、また重大な義務であるといわなければなりません。

検察審査会とは、各地方裁判所および主な地方裁判所支部の所在地に設けられ、現在全国を通じて二百三あります。

この審査会は十一人の検察審査会からなりたつております。

検察審査員とは男女を問わず衆議院議員の選挙権を有する人々の中からくじで選定されますが、その方法は検察審査会の区域の各市町村からそれぞれ候補者をくじで選出し、それをさらにくじで選定されるわけです この検察審査員を選ぶくじは毎年四回（別表のとおり）行われ、各検察審査員の任期は六ケ月（別表のとおり）です。

検察官がある事件について裁判所に対し、その犯人の処罪を求めなかつたとき、果してそのような取扱をしたことが正しいかどうかを証拠を調べて判断し、これを検事正に通知して再考を求めることです。いわば検察官に対してお目付役の仕事をするものと言えば判りやすいと思います。

そして検察審査員がこの仕事をするに当つては、何人のさしずも受けずまつたく独立して行います。しかも検察審査員は、別に法律等の特別な知識をもつていることを必要としません。ただ普通の常識があれば充分です。

従つて町民の皆さんの中からこの検察審査員に選定されるかも知れませんので、あらかじめ次に掲げる検察審査員として心掛けておかなければならない事項を承知しておいていただきます

①出頭の義務

検察審査員として招集されたときは、病気その他むやを得ない事情のない限り出頭する義務があります。

②宣誓の義務

検察審査員として職務を行うにあたつて、良心に従い公平忠実にその職務を行うことを誓わなければなりません。

③秘密を守る義務

検察審査会議に列席したときは、会議の模様又は各検察審査員の意見等を他人に漏らしてはなりません。

以上の義務に従わないときは、制裁がありますから注意していただかなければなりません。

鷹巣町から昭和三十八年の検察審査員候補者を一月九日くじを行つた結果次の方々が候補者となりました。

第一群

任期　自二月一日　至七月三十一日

河田重夫、北島洋子、九島静枝、小林国男、笹原一、佐藤貞男、佐藤武夫、高林栄一、津谷金蔵、畠山政治、堀内彦直

▽第二群

任期　自五月一日　至十月三十一日

佐藤洋子、豊村政吉、成田彦之進、中島喜代、長岐洋一、永井清一、沼倉静子、畠山清吾、福原豊治、三沢慶一、三沢元一郎

▽第三群

任期　自七月三十一日　至一月三十一日

五代儀喜代治、伊藤周吉、石井久次郎、九島志保、清水修智、成田哲郎、花田トミ、藤島金作、三上新一郎、村上昭二、村上磯治

▽第四群

任期　自十一月一日　至四月三十日

河田順一郎、金沢多蔵、近藤忠夫、小塚勝美、佐藤忠雄、沢田与吉、桜庭角蔵、武田忠作、津谷民雄、照内佐吉、三浦信一

郷土のうごき

正しい除草剤使用座談会を開催

鷹巣地区農業改良普及所と中央会、経済連では一月十六日から二月十二日までの日程で除草剤の正しい使い方を奨励し、人手不足の緩和と増収を計り、農家所得を高めようというものであり、多数参集下さるよう望んでおります。

なお時間は各会場とも午前十時〜午後三時までで、会場は農協、部落会館、支所となつている。

▽一月十六日＝脇神、七座▽十八日＝小森、前山、▽二十二日＝川口、前山黒沢▽二十三日＝小ケ田、坊沢▽二十五日＝坊山、大野尻▽二十八日＝七日市、栄支所、▽三十日＝吉ケ沢、太田▽二月五日＝岩脇、綴子▽六日＝葛黒、田子ケ沢、▽八日＝三ノ渡、岩谷、▽十二日＝鷹巣、糠沢

失業保険受給者1,500人集まる

松の内の4日大館公共職業安定所鷹巣出張所に失業保険受給者およそ 1,500人が殺到，係員は就職案内と失業保険金の給付でてんてこ舞であつた。

鷹巣、阿仁部の失業保険受給者がどつと押寄せた大館職安鷹巣出張所

年間一千億の被害

チュー公を退治しよう

全国で年間一千億円以上の経済的損害を与え、赤痢や食中毒などの疾病を媒介してわたくしたちの生活に多大の被害を与えているチュー公を撲滅し、よい環境を造ろうと町の保険衛生課では、婦人会を中心に実践運動を町ぐるみで展開することになりました。

一、撲滅実践期間　一月二十七日〜二月五日

またこの運動を効果あるものにするため、鼠の原爆、マリーネコ一号という殺鼠剤を一袋三〇円で毎戸に配布し、この運動を推進することになりましたから、ご了承の上協力下さい。

新設納税貯蓄組合

鷹巣町七日市吉ケ沢納税貯蓄組合（組合長佐藤長助組合員一五名）は一月一〇日結成された。

町税集合徴収のおしらせ

一月の集合徴収日を次のとおり決めましたので最寄の場所でお納め下さるようお願い致します。

一月の日程

▽栄地区

31日＝大沢、田村栄宅

▽綴子地区

23日＝糠沢　部落会館

24日＝大堤　部落会館

25日＝岩谷　佐藤輝雄宅

〃＝二本杉　部落会館

28日＝大畑　小笠原末吉宅

29日＝向黒沢　部落会館

30日＝掛泥　部落会館

〃＝昭和　部落会館

31日＝高野尻　沢田留八宅

▽坊沢地区

29日＝大野尻　部落会館

30日＝蟹沢　桜庭為蔵宅

▽七座地区

28日＝前山　部落会館

▽沢口地区

23日＝湯の岱　笹原馨宅

〃＝坊山　佐藤貞雄宅

24日＝中屋布　部落会館

25日＝小森　部落会館

28日＝堂ケ岱　部落会館

29日＝小ケ田　部落会館

▽七日市地区

22日＝門ケ沢　藤原甚助宅

23日＝明り又　部落会館

〃＝揚ノ下　粕木四良宅

〃＝上舟木　部落会館

24日＝松沢　部落会館

〃＝下舟木　部落会館

〃＝吉ケ沢　部落会館

25日＝三ノ渡　部落会館

〃＝品類　部落会館

28日＝与助岱　橋本秀夫宅

29日＝葛黒　部落会館

30日＝大畑　畠山久孝宅

拾い物案内

▽十二月二十一日首巻、駅▽十二月二十一日洋傘六本、駅▽十二月二十二日洋傘二本、駅▽十二月二十三日手提、大町▽十二月二十三日財布現金、駅▽十二月二十三日手袋、駅▽十二月二十四日マフラー、駅▽十二月二十五日洋傘三本、駅▽十二月二十四日現金五百円、米代町▽十二月二十七日マフラー、駅▽十二月二十七日スキー帽、駅▽十二月二十七日現金七百円、福住町十二月二十八日皮手袋、駅▽十二月二十八日洋傘五本、駅▽十二月二十九日靴下二足、大町▽十二月二十九日現金壱千円、駅▽十二月二十九日皮手袋、駅▽一月二日現金八百円、米代町▽一月二日現金二千五百円、福住町▽一月二日帽子、駅▽一月四日長靴、駅▽一月四日メガネ、駅▽一月六日腕時計、南鷹巣▽一月六日カメラ、駅

▽一月八日現金壱千円、米代町パチンコ店▽一月九日手袋、駅

このほか奥羽本線上り、下りの列車、阿仁合線等より発見された洋傘、時計、万年筆、メガネ、カメラ等数百点保管中ですからお心当りの方は鷹巣警察署においで下さい。

ゴミの運搬業者が変る

町で行なつているゴミ処理の運搬は佐藤留吉氏（丸留旅館）が請負運搬していたが都合により今月十六日から新しく桜庭権助氏（東旭町電話呼六〇八番）が引受け自動車と馬車で運搬しますからお知らせします。

昭和三十八年度の就学児童数まとまる

鷹巣町教育委員会では、昭和三十八年度の就学児童を調査していたが、各校ごとの数がこのほど次のとおりまとまりました。

▼小学校

鷹巣小学校	二〇七名
栄〃	三八名
坊沢〃	一五名
緑ケ丘〃	一六名
七座〃	二六名
黒沢〃	五名
沢口〃	五六名
坊山〃	七名
綴子〃	五七名
糠沢分校	一三名
岩谷〃	八名
七日市小学校	三四名
竜森〃	三三名
葛黒〃	一七名
計	五三二名

▼中学校

鷹巣中学校	六一六名
鷹巣南〃	一一七名
竜森〃	五六名
計	七八九名

(3)

憲法は、国会については明確に「国権の最高機関」であるとしており「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名される」としておりますが、さて町村の場合には「町村長も議員も共に、住民が直接選挙する」としていることです。そして更に地方自治法では「議会」と「執行機関」と権限が区別されて示されているということです。

これは、地方自治の場合町議会は国会のように最高機関でなく、町長も議員もともに町民から直接選挙されるので、法に従つて町長は執行機関、議会は議決機関としてそれぞれ与えられた権限を行使し、その責務を遂行していく、即ちお互いに住民代表として牽制し合つて行く姿になつているのです。

双方が住民の代表であることから、どちらが上でどちらが下であるということはなく、これが今日議会と長（町長）は並列対等であると言はれるわけで、お互いにその権限に立ち入ることは法の下に許されていません。

▼町行政機構の姿（別図参照＝住民の自治権に立つ）

町政の機構をわかり易く言うと、憲法の下に住民の持つている自治権のうち、町村の意思を決めることは議会に、それによつて仕事を運ぶことについては町村長にと、それぞれに分担させ、その間にお互に真剣に批判し合い、ただし合つて調和のある、しかも行き過ぎや独善のない妥当な政治が行われるのを期待しているわけです。

この妥当な政治が行われるように、地方自治法には両者の権限と責任が互いに織り交ぜられて保ち合う形となつています。

ところで冒頭に述べたように、議金が非難や不満の対象とされるについて、民主主義は議会制度を健全に育てることだとも言はれるところから、議会の使名ということに妥当な判断認識がされているかどうか、そこで我々住民は批判するからには「議会の使命」というものについて考えてみる必要があると思います。

つづく

（議会事務局）

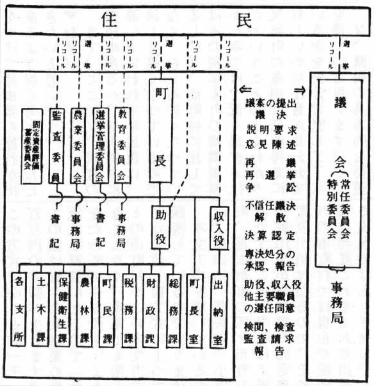町行政機構図